

教育実習の手続き

加古川市教育委員会

1 教育実習の受け入れ時期

- ・ 原則として 6 月または 10 月頃とする。
- ・ 学校園によって受け入れ時期が異なる場合がある。
- ・ 在籍校（大学）または学生の希望どおりの時期に実施できるとは限らない。
- ・ 中学校および義務教育学校（後期課程）での実習期間は原則として 3 週間を限度とする。

2 教育実習依頼申請の仕方

I	在籍校 (大学)	教育実習を希望する学生の出身学校園長あて依頼文を作成し、以下のいずれかの方法で依頼する。 (1) 大学から学校園長に直接依頼する。 (2) 実習希望学生本人に依頼文を持参させる。 ※ 栄養教育実習については、当分の間、原則として大学の担当者が直接学校長に内容等の説明をし、依頼すること。
II	実習希望 (本人)	(1) 必ず本人が実習希望校園に出向き、学校園長に実習の依頼をして、内諾書をもらう。 ＜その際の質問事項＞ ・ 出身学校園（卒業卒園年度） ・ 現住所（連絡先） ・ 大学の教育実習方針及び取り扱い ・ 教員採用試験の受験及び教職希望の意志 ・ 実習希望期間 ※ 事前に大学側で内諾書の様式を作成して持参すること。 ※ 学校園の事情により、実習を断ることもある。（ただし他学校園を紹介する） (2) 本人が学校園長の内諾書を大学に提出する。
III	在籍校 (大学)	加古川市教育委員会へ書類を提出する。（2 ヶ月前までに） ＜必要書類＞ ① 教育実習依頼書（大学から教育委員会あての文書） ② 教育実習学校園長の内諾書の写し ③ <u>教員採用試験の受験及び教職希望の意志表明</u> ※ 様式は大学で作成（署名捺印） ④ 教育実習受入承諾書（教育委員会から大学への返信用） ※ 実習生氏名、実習期間等必要事項は記入しておくこと ⑤ 返信用封筒（必ず切手を貼付のこと） ※ 栄養教育実習については、実習プログラム（案）等を同封すること。 <u>送付先</u> ○小・中・義務教育・特別支援学校希望の場合 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番 加古川市教育委員会 学校教育課 教育実習担当者 TEL 079-427-9354（直通） ○幼稚園・認定こども園希望の場合 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番 加古川市役所こども部幼児保育課 実習担当者 TEL 079-427-9148（直通） ※ 実習期間が決まっていない場合は、決定次第、学校教育課または幼児保育課まで連絡すること。
IV	・市教委 ・幼児保育課	「承諾書」を大学あてに送付する。
V	実習希望 (本人)	年度初め、1 ヶ月前等の実習学校園と連絡し、実習開始に備える。 ※ 栄養教育実習については、実習が始まるまでに腸内細菌検査結果を学校長あて提出するものとする。